

## 役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福住会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員に報酬等を支給する。

### (報酬等の額)

第4条 この法人の全役員及び評議員選任・解任委員の報酬総額は、年間40万円(内、理事25万円、監事10万円、評議員選任・解任委員5万円)以内とする。

2 評議員の報酬については、定款第8条に定める金額の範囲内とする。

3 給与を支給されている施設職員である役員には、本規程に基づく役員報酬等は、支給しない。

4 役員等に対する報酬等の額は、別表1に定める額(交通費等の費用弁償額を含む)とする。

### (費用)

第5条 役員等が研修への参加及びその職務の為に出張した時は、社会福祉法人福住会旅費規程に基づき、旅費を支払うものとする。

### (公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月19日から一部改正施行する。

この規程は、令和元年6月21日より一部改正し、平成31年4月1日に遡り実施する。

別表 1

区 分	日 額
・ 理事会への出席 ・ 評議員会への出席 ・ 評議員選任・解任委員会への出席 ・ 監事監査業務 ・ 上記の他、法人及び施設業務の為 の出勤	5, 0 0 0 円(税抜)